

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第32条第1項	特定教育・保育施設の確認の変更	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第1項各号に掲げる教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める基準が遵守されていること。
- (2) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）に定める基準（特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）に係るものに限る。）に適合すること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。